

令和 2 年 7 月 10 日	資料 2
第 1 回東京都保険者協議会 第 1 回特定健診・特定保健指導特別部会	

令和 2 年度
第 1 回 東京都保険者協議会
議 案

東京都保険者協議会

第1号議案

令和2年度 東京都保険者協議会会長、副会長及び監事の選出について

(提案の趣旨)

東京都保険者協議会設置運営規程 第5条に基づき「協議会に会長1名、副会長4名、監事2名を置く」と定められていることから、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の役員の選出を行う。

本来であれば委員の中から互選することとし、立候補・推薦をお願いするところであるが、書面による開催となったことから事務局からご就任いただくことを提案することとし、会長、副会長及び監事の選出をいたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和2年7月10日提出

東京都保険者協議会

会長 加 島 保 路

令和 2 年度 東京都保険者協議会会長、副会長及び監事の選出について

	所 属	職 名	氏 名
会 長	東京都国民健康保険団体連合会	専務理事	加 島 保 路
副会長	東京都福祉保健局	地域保健担当部長	池 上 晶 子
	全国健康保険協会 東京支部	支部長	元 田 勝 人
	武蔵野市 健康福祉部	保健医療担当部長	一ノ関 秀 人
	健康保険組合連合会東京連合会	専務理事	鳥 海 孝 治
監 事	デパート健康保険組合	常務理事	白 井 明
	日本私立学校振興・共済事業団	福祉部 保健課長	廣 田 浩 一

第 2 号議案

令和元年度 東京都保険者協議会事業報告について

(提案の趣旨)

令和元年度東京都保険者協議会の事業について報告をいたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和 2 年 7 月 10 日提出

東京都保険者協議会
会長 加 島 保 路

1 令和元年度 各種会議開催状況について

① 東京都保険者協議会について

● 研修会の開催について

○「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の提出に向けた研修会開催

開催日	令和元年6月6日（木）
対象者	東京都保険者協議会委員 特定健診・特定保健指導特別部会委員 24名
参加人数	15名
場所	ベルサール飯田橋駅前
テーマ	「特定健診・特定保健指導が進化するポイント」 -データヘルス計画の活用で保険者機能が大変身！-
講師	東京大学未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット 特任教授 古井 祐 司 氏

《研修会の目的》

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」について、医療保険者としてより適切な要望が出来るよう、特定健診等を取り巻く現状や課題について学ぶことを目的とした研修会

● 会議の開催について

○第1回（令和元年7月18日（木））

東京都保険者協議会副会長及び監事の選出について

【議決事項】

第1号議案 平成30年度 東京都保険者協議会事業報告について

第2号議案 平成30年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について

第3号議案 令和元年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について

【報告事項】

(1) 平成30年度 東京都保険者協議会監査報告について

(2) 令和元年度 各種会議開催状況について

(3) 令和元年度 特定健診等集合契約締結状況について

(4) 日本健康会議の2019年度における保険者協議会の達成要件（宣言3関係）について

(5) 「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」の設置について

【協議事項】

- ・「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」について
- ・「東京都保険者協議会ホームページ（協議会委員専用サイト）等の新設及び画面変更」について

【情報提供】

- 風疹・麻疹の流行とワクチン接種について
- 受動喫煙防止について
- 東京都の健康・医療情報にかかるデータ分析事業報告書について

【その他】

《主な協議内容》

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」について各委員の意見集約を行い、協議した結果を取りまとめた。

また、保険者協議会のホームページ（委員専用サイト）の新設及び画面変更について協議を行った。

○第2回（令和元年12月20日（金））

【報告事項】

- (1) 令和元年度 各種会議開催状況について
- (2) 研修会の開催について
- (3) 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の提出について
- (4) 日本健康会議の2019年度における保険者協議会の達成要件（宣言3）の報告について
- (5) 「東京都保険者協議会における共同の取組」について
- (6) 「後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関するアンケート結果（速報）」について

【協議事項】

令和2年度の取組について（案）

【議決事項】

第1号議案 令和2年度 東京都保険者協議会事業計画骨子（案）について

第2号議案 令和2年度 東京都保険者協議会予算（案）について

【その他】

受動喫煙防止対策について

《主な協議内容》

令和2年度における保険者協議会の取組として、以下の内容について協議を行った。

継続実施

- ・促進月間の設定と共同の広報活動やイベント等への後援活動及び参加への啓発実施
- ・保険者間の情報共有としてホームページを活用した情報提供や保険者向け機関紙の記事掲載

新規実施

- ・特定健康診査・特定保健指導の実施率向上の取組としての保険者向けインターネット実態調査
- ・後発医薬品の使用促進の取組としてのポスター等の作成

○第3回（令和2年2月17日（月））

【報告事項】

- (1) 令和元年度 各種会議開催状況について
令和元年度 負担金の返還予定額について
- (2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関するアンケート結果について

【協議事項】

特定健康診査・特定保健指導に関するアンケートについて

【議決事項】

- 第1号議案 令和2年度 東京都保険者協議会事業計画について
第2号議案 令和2年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算について

【その他】

- ・東京都外来医療計画素案に対する医療法第30条の4第17項の規定に基づく意見照会について
- ・受動喫煙防止対策について

《主な協議内容》

特定健康診査・特定保健指導の実施率向上の取組として、保険者向けインターネット実態調査（アンケート）の調査項目について協議を行った。

② 東京都保険者協議会データ分析部会について

○第1回（令和元年6月21日（金））

【議題】

- (1) 平成30年度 東京都保険者協議会データ分析部会事業報告
- (2) 令和元年度 東京都保険者協議会データ分析部会の取組について
- (3) 令和元年度 データ分析に関する研修会について
- (4) 東京都の健康・医療情報にかかるデータ分析事業報告書について
- (5) その他

《主な協議内容》

令和元年度の活動内容について「データ分析に関する研修会」を開催するためのテーマ及び講師候補の選定を行った。開催時期は、秋以降を予定。

○第2回（令和元年10月30日（水））

【議題】

- 1) 副部会長の選出について
- (2) 日本健康会議の2019年度における保険者協議会の達成要件（宣言3）の達成状況の報告について
- (3) 令和元年度 データ分析に関する研修会の実施について
- (4) 健康スコアリングレポートについて
- (5) その他

《主な協議内容》

第1回の本部会において選定した「データ分析に関する研修会」の候補となった講師へ連絡調整を行い、開催日時・研修内容が決定したことを報告した。

また、厚生労働省から健康保険組合等に発出された「健康スコアリングレポート」について情報共有を行った。

○第3回（令和2年2月6日（木））

【議題】

- (1) 令和2年度 データ分析に関する研修会のテーマ等について
- (2) 令和元年度 第2回保険者協議会 協議内容（報告）
- (3) 令和2年度 実施計画（案）について
- (4) その他

《主な協議内容》

令和2年度の活動内容として、「データ分析に関する研修会」を開催するためのテーマ及び講師候補の選定を行った。開催時期は、5月～6月を予定。

また、令和2年度以降に保険者協議会で保険者間の分析結果の共有を行う場合の課題など意見交換を行った。

③ 東京都保険者協議会保健活動部会について

○第1回（令和元年6月24日（月））

【議題】

- (1) 平成30年度 東京都保険者協議会保健活動部会事業報告
- (2) 令和元年度 東京都保険者協議会保健活動部会の取組について
- (3) 保険者協議会の協働の取組について
 - ①促進月間におけるポスター等の選定
 - ②都が実施するイベント等への後援グッズ検討
 - ③活用促進に向けた取組へのご意見
- (4) 令和元年度 保健事業に関する研修会について
- (5) 日本健康会議の2019年度における保険者協議会の達成要件（宣言3関係）について
- (6) その他

《主な協議内容》

令和元年度の活動内容について、促進月間におけるポスターの選定及び東京都主催のイベントへの協賛事業として後援グッズの選定を行った。

また、「保健事業に関する研修会」を開催するためのテーマ及び講師候補の選定を行った。

開催時期は、秋以降を予定。

○第 2 回（令和元年 11 月 22 日（金））

【議題】

- (1) 日本健康会議の 2019 年度における保険者協議会の達成要件（宣言 3）の達成状況の報告について
- (2) 令和元年度 保健事業に関する研修会の実施について
- (3) 令和 2 年度 特定保健指導等プログラム研修会について
- (4) 特定健康診査・特定保健指導について（意見交換）
- (5) その他

《主な協議内容》

第 1 回の本部会において選定した「保健事業に関する研修会」の候補となった講師へ連絡調整を行い、開催日時・研修内容が決定したことを報告した。

令和 2 年度に開催を予定する特定保健指導等プログラム研修会【初級編】【専門職編】【中・上級編】のテーマ及び講師の選定を行い、各研修会のテーマと講師の候補者が決定したため、事務局にて講師との日程調整等を実施することとした。

また、特定健康診査・特定保健指導について各保険者の「未受診者・未利用者対策」や「被扶養者の受診率・実施率向上の取組」など意見交換を行った。

○第 3 回（令和 2 年 1 月 27 日（月））

東京都保険者協議会 保健活動部会 部会長の選出について

【議題】

- (1) 令和 2 年度 保健事業に関する研修会のテーマ等について
- (2) 令和元年度 第 2 回保険者協議会 協議内容（報告）
- (3) 令和元年度 特定健康診査・特定保健指導の保険者向け調査について
- (4) 令和 2 年度 実施計画（案）について
- (5) その他

《主な協議内容》

令和 2 年度の活動内容として、「保健事業に関する研修会」を開催するためのテーマ及び講師候補の選定を行った。開催時期は、秋以降を予定。

また、第 2 回保険者協議会において協議した「令和 2 年度における取組について（案）」の報告を行い、「特定健康診査・特定保健指導の保険者向け調査について」アンケート項目内容の協議を行った。

④ 東京都保険者協議会特定健診・特定保健指導特別部会について

● 会議の開催について

○第1回（令和元年7月18日（木））

※東京都保険者協議会との合同開催

《主な協議内容》

令和元年度 特定健診等集合契約締結状況について中間報告を行った。

また、保険者協議会のホームページ（委員専用サイト）の新設及び画面変更について協議を行った。

○第2回（令和元年12月20日（金））

※東京都保険者協議会との合同開催

《主な協議内容》

令和元年度 特定健診等集合契約締結状況の報告を行い、令和2年度代表保険者へ引継ぎを行ったことを報告した。

また、保険者協議会のホームページのアクセス数の状況について報告した。

○第3回（令和2年2月17日（月））

※東京都保険者協議会との合同開催

《主な協議内容》

保険者協議会のホームページのアクセス数の状況について報告した。

● 令和元年度 集合契約について

【令和元年度代表保険者】全国健康保険協会 東京支部

2019年度 特定健診等集合契約締結状況

契約状況	特別区	市町村	島しょ	保健指導機関	合計
締 結	31	30	4	2	67
合 意	0	0	0	0	0
折 衝 中	0	0	0	0	0

2019/11/25

地区医師会	特定健診 契約状況	実施期間				特定保健指導 契約状況	実施期間			
		西暦	年	月	日	～	年	月	日	～
1	千代田区	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	～
	神 田	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	～
2	中央区	締結	2019	5	10	～	2020	3	31	締結
	日本橋	締結	2019	5	10	～	2020	3	31	～
3	港 区	締結	2019	7	1	～	2019	11	30	～
4	新宿区	締結	2019	6	1	～	2020	3	31	～
5	文京区	締結	2019	6	15	～	2020	3	31	～
	小石川	締結	2019	6	15	～	2020	3	31	～
6	下 谷	締結	2019	5	1	～	2020	3	31	～
	浅 草	締結	2019	5	1	～	2020	3	31	～
7	墨田区	締結	2019	6	1	～	2020	3	31	～
8	江東区	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	締結
9	品川区	締結	2019	5	1	～	2020	3	31	～
	荏 原	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	～
10	目黒区	締結	2019	6	1	～	2019	11	30	～
11	大 森	締結	2019	6	1	～	2020	3	31	～
	田園調布	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	～
	蒲 田	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	～
12	世田谷区	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	締結
	玉 川	締結	2019	5	16	～	2020	3	31	締結
13	渋谷区	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	～
14	中野区	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	～
15	杉並区	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	締結
16	豊島区	締結	2019	6	1	～	2020	1	31	～
17	北 区	締結	2019	6	1	～	2019	8	31	～
18	荒川区	締結	2019	10	1	～	2020	3	31	～
19	板橋区	締結	2019	6	1	～	2020	3	31	締結
20	練馬区	締結	2019	5	1	～	2020	3	31	～
21	足立区	締結	2019	5	10	～	2020	3	31	～
22	葛飾区	締結	2019	6	1	～	2019	9	30	締結
23	江戸川区	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	～

地区医師会	特定健診 契約状況	実施期間				特定保健指導 契約状況	実施期間			
		西暦	年	月	日		西暦	年	月	日
24	八王子市	締結	2019	5	1	～	2020	3	31	～
25	立川市	締結	2019	5	15	～	2020	3	31	～
26	武蔵野市	締結	2019	6	1	～	2020	3	31	～
27	三鷹市	締結	2019	5	1	～	2020	3	31	～
28	青梅市	締結	2019	6	1	～	2019	11	30	～
29	府中市	締結	2019	7	1	～	2019	9	30	～
30	昭島市	締結	2019	6	1	～	2020	3	31	～
31	調布市	締結	2019	5	1	～	2020	1	31	～
32	町田市	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	～
33	小金井市	締結	2019	6	1	～	2020	3	31	～
34	小平市	締結	2019	7	1	～	2020	1	31	～
35	日野市	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	～
36	東村山市	締結	2019	6	15	～	2020	3	31	～
37	国分寺市	締結	2019	5	1	～	2020	3	31	～
38	国立市	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	～
39	西東京市	締結	2019	7	1	～	2019	12	20	～
41	福生市	締結	2019	6	1	～	2019	10	31	～
42	狛江市	締結	2019	6	1	～	2020	3	31	～
43	東大和市	締結	2019	6	1	～	2020	3	31	～
44	清瀬市	締結	2019	8	1	～	2019	12	31	～
45	東久留米市	締結	2019	6	1	～	2019	11	30	～
46	武蔵村山市	締結	2019	6	3	～	2020	3	31	～
47	多摩市	締結	2019	5	1	～	2020	3	31	～
48	稲城市	締結	2019	4	1	～	2020	3	31	～
49	あきる野市	締結	2019	8	1	～	2019	12	28	～
50	羽村市	締結	2019	6	1	～	2019	10	31	～
51	瑞穂町	締結	2019	5	20	～	2019	10	31	～
52	日の出町	締結	2019	6	1	～	2019	10	31	～
54	檜原村	締結	2019	5	7	～	2020	3	31	～
55	奥多摩町	締結	2019	5	20	～	2020	3	31	～

※特定保健指導は行わない

特定保健指導実施機関	特定保健指導 契約状況	実施期間			
		西暦	年	月	日
株式会社 ベネフィットワン	締結	2019	4	1	～ 2020 3 31
SOMPOヘルスサポート株式会社	締結	2019	4	1	～ 2020 3 31

代表保険者と実施機関との契約状況		実施機関と各島しょ地区との実施期間			
島しょ地区実施機関	特定健診 契約状況	実施島しょ	実施期間		
			西暦	年	月
公益財団法人 東京都予防医学協会	締結	神津島村	2019	5	14
医療法人社団 同友会 春日クリニック第二	締結	新島村	2019	10	7
医療法人社団 こころとからだの元気プラザ	締結	利島村	2019	9	14
		三宅村	2019	10	6
		八丈町	2019	7	14
		小笠原村	2019年11月14日～2019年11月15日(母島) 2019年11月17日～2019年11月22日(父島)		
医療法人社団 藤清会 大島医療センター	締結	大島町	2019年5月19日(日)、 2019年6月16日(日)・23日(日) 2019年7月7日(日)・21日(日) 2019年8月18日(日) 2019年9月8日(日) 2019年10月6日(日)		

※実施期間については、各島しょ地区により異なるため、決定次第掲載いたします。

●令和2年度 特定健診等集合契約代表保険者について

令和元年11月12日(火)に「健康保険組合連合会東京連合会」に引継ぎを行った。

⑤ 東京都保険者協議会医療計画等検討部会について

● 会議の開催について

○第1回（令和元年12月20日（金））

(1) 東京都保健医療計画（平成30年3月改定）について

(2) 東京都外来医療計画 素案について

（東京都福祉保健局 医療政策部医療政策課担当者からの説明）

【協議事項】

東京都外来医療計画 素案に対する意見について

《主な協議内容》

東京都保健医療計画及び東京都外来医療計画 素案について東京都から説明を受け、素案に対する意見について協議を行った。

○第2回（令和2年2月10日（月））

※書面表決

議決すべき事項に関し、前年度と議決内容に概ね変更等がないため、各委員に議案書を送付し、書面により承認を得た。

【議決事項】

第1号議案 令和2年度 東京都保険者協議会医療計画等検討部会実施計画について

第2号議案 学識経験者による助言者の選任について

2 令和元年度 研修会の開催について

○令和元年度 特定保健指導等プログラム研修会【初級編】開催

		第 1 回	第 2 回
開 催 日		令和元年 6 月 18 日 (火)	令和元年 6 月 28 日 (金)
参 加 人 数		118 名	102 名
場 所		エッサム神田ホール 2 号館	東京都医師会館 2 階講堂
研 修 Ⅰ	特定健診・特定保健 指導制度について	東京大学未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット 客員研究員 柿 沼 美 智 留 氏	
研 修 Ⅱ	全身の健康づくりの 一環としての 歯科口腔保健	日本アイ・ビー・エム健康保険組合 予防歯科 歯学博士 加 藤 元 氏	
研 修 Ⅲ	喫煙・禁煙に関する 基礎的事項について	公益社団法人 地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究センター センター長 中 村 正 和 氏	

《研修会の目的》

特定健診・特定保健指導等を円滑に進めるために必要な基礎的な知識を習得するため、初任者向けに特定健診等業務に従事している担当者の資質向上を図ることを目的とした研修会

○令和元年度 特定保健指導等プログラム研修会【専門職編】開催

		第 1 回	第 2 回
開 催 日		令和元年 8 月 6 日 (火)	令和元年 8 月 16 日 (金)
参 加 人 数		53 名	43 名
場 所		A P 市ヶ谷 6 階 C ルーム	
研 修	「糖尿病を予防するための 特定保健指導対象者への 運動の意義とその実践 指導法について」 ～各専門職が指導する上 でのポイント～ 「動きたくなるカラダ」と 「動けるココロ」	学校法人東京医科大学 東京医科大学八王子医療センター 糖尿病・内分泌・代謝内科 理学療法士・日本糖尿病療養指導士・健康運動指導士 天川 淑宏 氏	

《研修会の目的》

保健事業の課題として、糖尿病と運動に対する効果的な特定保健指導の方法等に関する知識や技術をより深く習得するため、特定保健指導に携わる医療従事者の方を対象に資質向上を図ることを目的とした研修会

○令和元年度 特定保健指導等プログラム研修会【中・上級職編】開催

		第 1 回	第 2 回
開 催 日		令和元年 10 月 2 日（水）	令和元年 10 月 29 日（火）
参 加 人 数		69 名	60 名
場 所		東京都医師会館 2 階講堂	
研 修	「データヘルス計画の 評価と見直し」 ～中間評価に向けて個 別保健事業の PDCA サイ クルを回そう～	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 研究科長・教授 福田 吉治 氏	

《研修会の目的》

データヘルス計画に基づく効果的な保健事業の実施についての必要な知識を習得するため、特定健診等業務に 3 年以上従事している担当者の資質向上を図ることを目的とした研修会

○令和元年度 データ分析に関する研修会

開 催 日		令和元年 11 月 18 日（月）
参 加 人 数		163 名
場 所		東京都医師会館 2 階講堂
研 修	「第二期データヘルス 計画の PDCA を回すた めのデータの活用」	国立保健医療科学院 生涯健康研究部 部長・医学博士 横山 徹爾 氏

《研修会の目的》

医療保険者は、糖尿病重症化予防や特定健診・特定保健指導、後発医薬品の使用促進等の施策に対し、データ分析及びデータに基づいた効果的な保健事業を行うことが求められていることから、業務に従事する担当者向けに関連する知識や技術を習得することを目的とした研修会

○令和元年度 保健事業に関する研修会

開催日		令和元年 12 月 11 日（水）
参加人数		210 名
場 所		東京都医師会館 2 階講堂
研 修	「糖尿病とは何か」 ～糖尿病重症化予防事業に 取り組むための基礎知識～	東京女子医科大学 糖尿病・代謝内科学講座 教授・講座主任 糖尿病センター センター長 医学博士 馬 場 園 哲 也 氏
事 例 発 表	糖尿病重症化予防対策	すかいらーくグループ健康保険組合 常務理事 酒 匂 堅 次 氏
	糖尿病腎症重症化予防 事業	足立区 衛生部 データヘルス推進課 保 健 師 北 川 ゆかり 氏

《研修会の目的》

医療保険者は、糖尿病重症化予防や特定健診・特定保健指導等の効果的な保健事業を行うことが求められ、保険者の取組事例の共有など、業務に従事する担当者向けに関連する知識や技術を習得することを目的とした研修会

3 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の提出について

令和元年7月18日開催の令和元年度 第1回 東京都保険者協議会において、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望について協議し、とりまとめた要望書を以下のとおり提出した。

【提出日】

令和元年8月9日（金）10：00～11：00

【提出先】

厚生労働省保険局 医療介護連携政策課

医療費適正化対策推進室 室長 新畑 覚也 氏

医療費適正化対策推進室 主査 小林 由美子 氏

【提出者】

東京都保険者協議会委員

加島 保路 会長 （東京都国民健康保険団体連合会 専務理事）

元田 勝人 副会長（全国健康保険協会 東京支部 支部長）

鳥海 孝治 副会長（健康保険組合連合会東京連合会 専務理事）

金澤 善一 委員 （東京葉業健康保険組合 専務理事）

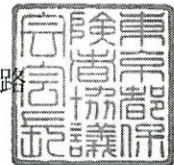
東京都保険者協議会事務局 6名



東保協発第33号
令和元年8月9日

厚生労働大臣
根本 匠 様

東京都保険者協議会
会長 加島 保 路



特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望について

平素、本協議会の事業運営に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会では、平成20年4月から保険者に義務付けられた特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施するため、保険者や関係団体との調整を図るとともに、実施にあたっての課題について、制度開始当初より厚生労働大臣に対し要望を行ってまいりました。

保険者においては、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上に鋭意取り組んでおりますが、有効な対策を講じることに大変苦慮しております。

つきましては、特定健康診査・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成するための課題を取りまとめた別紙要望事項について、積極的に検討し実現していただきますようお願いいたします。

【東京都保険者協議会事務局】

東京都国民健康保険団体連合会

企画事業部 保健事業課 保健事業推進係

担 当： 北野・岩本・鈴木・古川

TEL： 03-6238-0151

FAX： 03-6238-0033

E-mail： hjsuishin@tokyo-kokuhoren.or.jp

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望について

要望趣旨

特定健康診査・特定保健指導については、平成30年度から第3期特定健康診査等実施計画期間が始まり、当該計画においては、本協議会が長年要望していた血清クレアチニンの検査項目等が追加された。

しかしながら、保険者においては、特定健康診査等の実施率をさらに向上させるための有効な対策を講じることに大変苦慮しているところである。

ついては、特定健康診査等を着実に実施し、保険者全体でさらなる実施率の向上を達成するための課題について、次のとおり要望事項を取りまとめたので、積極的に検討し実現していただきたい。

1 特定保健指導の体制整備について

(1) 特定保健指導実施機関の拡充について

第3期特定健康診査等実施計画においては、特定保健指導の実施率の向上や受診者の利便性の向上を図ることを目的に、特定保健指導の初回面接の分割実施が可能となったが、まず前提として特定保健指導を実施する医療機関が少ない状況である。

そのため、国においても実施機関の拡充に向けての施策を講じること。

(2) 人材育成について

第3期特定健康診査等実施計画においては、特定保健指導における初回面接と実績評価の同一機関要件が廃止されたが、この方法を選択する場合には、特定保健指導対象者の特定保健指導の総括・管理を行う「特定保健指導調整責任者」を保険者が置くこととされた。

特定保健指導調整責任者は、原則、特定保健指導の専門職（特定保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として定められている医師、保健師又は管理栄養士）であることが望ましいが、保険者の実情に応じて必ずしも特定保健指導の専門職である必要はないとされている。

専門職でない者が当該責任者を務める場合には、十分な知識を持って実務を行えるよう、国において人材育成等の支援を行うこと。

また、併せて「特定保健指導調整責任者」が行うべき事務の内容について、具体的に示すこと。

(3) 効果検証について

第3期特定健康診査等実施計画においては、積極的支援対象者に対する柔軟な運用として特定保健指導のモデル実施が認められることとなったが、当該弾力化策の効果について着実に検証すること。

また、モデル実施の好事例については、引き続き、保険者への横展開に努めること。

(4) 保健事業のPDCAに関する支援について

特定健康診査・特定保健指導の結果等をもとに行う保健事業のPDCAについて、より効果的に事業を推進していくためには、健診データやレセプトデータを紐づけた分析及び、分析結果を活用した保健事業の実施等が重要であると考えられるが、分析・活用等を行うためのノウハウがないことや人材及び体制の確保等に苦慮しているところである。

このことから、保健事業のPDCAが円滑に推進できるよう、国として人材育成やノウハウの提供等の環境整備等の支援を行うこと。

(5) 国庫補助金（被用者保険運営円滑化推進事業費）を活用し、都道府県連合会が実施する特定保健指導のモデル事業の取組みについて

比較的小規模な健康保険組合は、都道府県連合会が実施する特定保健指導のモデル実施に取り組んでいるところであるが、当年度においては、前年度の特定健診結果を対象とすることは、当年度の計画書に反映することができず、当年度の特定健診対象者のみが対象となるため、特定保健指導のモデル実施期間が短く対象者が限定されてしまうことから、十分な効果を得られないものと考えられる。

このことから、本事業の対象は、前年度の特定健診結果も認めるよう配慮していただきたい。

2 特定保健指導の判断基準について

今後の特定保健指導においては、特定健康診査の対象者を集団として捉え、当該集団の疾病予防に繋がる基本的因子の分析結果に基づいた指導を行うことが重要である。

については、現在の特定保健指導の判断基準に加え、対象者の業種・業態・年齢等の状況を考慮する等、新たな指標について研究すること。

3 特定健康診査の被扶養者の受診率向上に関する好事例の横展開について

被扶養者の特定健康診査について、保険者として勧奨方法の工夫や受診機会を増やす等の対策をしているが、依然として受診率の向上に苦慮しているところである。

このため、被扶養者の受診率向上の好事例について調査し、国として横展開を進めていただきたい。

4 医療機関による特定健康診査未受診者への受診勧奨について

特定健康診査の実施率の向上のためには医療機関の協力が必要不可欠であることから、医療機関受診時に特定健康診査が未受診であることが判明した場合には受診を促すよう、国として関係団体に対し通知を発出すること。

5 財政措置等について

特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用については、国、都道府県及び区市町村が1/3ずつ負担することとされているが、実態は低額な補助単価により、本来国と都道府県が負担すべき金額が交付されず、国及び都道府県の負担は不十分なものとなっている。

今後さらに高齢化が進展し、医療費の増大が見込まれるなか、保健事業への取組の強化が求められており、データヘルス計画の根幹をなす特定健康診査・特定保健指導の果たす役割の重要性が増していることから、特定健康診査・特定保健指導事業を円滑かつ安定的に実施することが必要不可欠である。

ついては、次の項目について検討すること。

- ・補助基準単価及び補助基準内容を保険者の実態に合わせて見直すなど、特定健康診査・特定保健指導の確実な実施のための措置
- ・受診勧奨や普及啓発費用、特定健康診査のシステム関係費用等の事務経費等に対する財政支援

6 広報について

特定健康診査・特定保健指導について、高齢者の医療の確保に関する法律に保険者が実施することについては義務付けされているが、被保険者等が受診することについても努力義務として明記すること。

また、国においてもマスメディア等を使って特定健康診査等の受診促進のための積極的な普及啓発に努めること。

7 特定健康診査データの保険者間での移動について

「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、特定健康診査データの保険者間の引継ぎ及びマイナポータルを活用した特定健康診査データ関連の仕組みについて検討されているが、PHRの仕組みや財政負担面など、課題は残されている。システム改修や運用費用等必要な経費については、保険者と協議の上、十分な財政措置を講じるとともに迅速な情報提供に努めること。

【委員補足意見】

1 特定保健指導の体制整備について (1) 特定保健指導実施機関の拡充について

- 特定保健指導実施機関の拡充については、施設整備等の助成等、国としての働きかけをお願いしたい。
- 血液検査の結果の階層化を外部に委託している特定健康診査実施機関が多く、特定保健指導対象者へ通知が届くのには一定の期間を要している。特定健康診査受診日から期間が空いてしまうと、特定保健指導対象者と認識していても再度実施機関へ行かない者も多いため、例えば腹囲の結果のみでも特定保健指導の初回面接が行えるようにするなど、より動機づけが出来るように検討していただきたい。

《厚生労働省 回答》

エビデンスを出すには時間を要すると思われる。柔軟に検討していきたいと思うが、現行の仕組みの中で法整備をしながら様子を見ていければと思う。

(2) 人材育成について

- データ分析等の人材育成について、しっかりと推進してほしい。
- 分析ツールについて、保険者側で作成すると費用面等の課題もあるため、国として標準ツールを作成してほしい。

《厚生労働省 回答》

データ分析については、データヘルス・特定健診だけにかかわらず、レセプトデータ等のビックデータを分析する人材というのが国全体で見ても足りない部分がある。

人材育成については他からも要望が挙がっており、課題として認識している。

(3) 効果検証について

- モデル実施の要件である2 kg 2 cmについて、しっかりと効果検証をしてほしい。
- モデル実施以外の内容についても速やかに効果検証を行い、成果が出たものについては出来るだけ早い段階で要件緩和をしてほしい。

《厚生労働省 回答》

モデル実施の効果検証については、短期的にも長期的にも効果を見るためには数年間の結果の推移を見ていく必要があるため、時期尚早にならないように検証していければと思う。

なお、実施の要件については現状においても一定程度緩和されているという認識を持っているが、クオリティの観点も踏まえて検討していきたい。

(4) 保健事業のPDCAに関する支援について

補足意見なし

(5) 国庫補助金（被用者保険運営円滑化推進事業費）を活用し、都道府県連合会が実施する特定保健指導のモデル事業の取組みについて

- 国庫補助金を活用する場合、前年度対象者に対して実施するモデル実施の計画書を前年度末の期日までに提出することが出来ない。これにより対象が当該年度のみとなり、特定健康診査の開始時期によっては特定保健指導期間が短くなってしまうことがある。
前年度まで対象が認められれば、特定健康診査の開始が遅い健康保険組合でも対象者数が見込めることから、本事業に関しては前年度の特定健康診査の結果も使えるよう、要件の緩和をしていただきたい。
- 特定保健指導率を上げるためにモデル実施の活用は必要であることから、計画書の提出時期等の要件については柔軟に対応していただきたい。

《厚生労働省 回答》

当該要望について、前年度までを対象とすると、2 kg 2 cmの要件に対するアウトカム評価をすることが難しいと思われる。

要望の趣旨については理解出来るが、内容については整理をしていく必要がある。

2 特定保健指導の判断基準について

補足意見なし

3 特定健康診査の被扶養者の受診率向上に関する好事例の横展開について

- 被扶養者の受診率の向上は大きな課題であるので、国として好事例を積極的に集めて横展開していただきたい。
- ガン健診と特定健診の一体的な実施等について、医師会等の関係者に対して国としても働きかけてほしい。

4 医療機関による特定健康診査未受診者への受診勧奨について

- 例えば特定健診の受診情報の有無に関する情報等、どのレベルまで保険者から医療機関へ個人情報を提供してよいのかについて、整理をしてほしい。

5 財政措置等について

補足意見なし

6 広報について

補足意見なし

7 特定健康診査データの保険者間での移動について

- 事業主が従業員に対して行う健康診断（事業者健診）と特定健診の健診項目の相違等により、提出する様式を揃える作業が必要となることから、標準様式を揃えてほしい。
- 事業者健診のデータについて、事業主から保険者へ提供されない場合もあることから、データを一元的に集約し、その後保険者へ提供されるような仕組みを作ってほしい。

《厚生労働省 回答》

データヘルスを推進していく観点から、特定健診を含む全体的なデータのやりとりについてどのように対応していくのかは課題であると思っている。

各関係者とも情報を共有し、課題を洗い出しながら前に進めていきたい。

4 日本健康会議の2019年度における保険者協議会の達成要件
(宣言3関係)の報告

宣言3 予防・健康づくりに向けて、47都道府県の保険者協議会
すべてが地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

達成要件		2019年度の 達成数	【参考】 更なる取組 の達成
大項目	小項目		
1	特定健診・保健指導の 実施率向上	47	39
2	保険者横断的な医療費 の調査分析	47	46
3	特定健診データの 保険者間の移動の推進	47	47
4	保険者横断的な 予防・健康づくり等 の取組	47	47
(5)	後発医薬品の使用促進や 重複投薬等の適正化 のための取組	44	44
宣言を達成した保険者協議会の数		47	37

47すべての保険者協議会が宣言を達成。このうち37では、更なる取組も達成。

➤ 2019年度の達成：1～4の大項目すべて達成した場合に宣言3を達成。小項目が複数ある大項目1・2については、小項目1つ以上の達成で大項目を達成とする。

➤ 更なる取組：地域でのより一層の取組の推進を目指して宣言の達成要件に加え2018年度から更なる取組の要件を設定。具体的には、大項目2・4に小項目の取組を追加し、また大項目5の取組を追加。その上で小項目が複数ある大項目1・2・4については、小項目2つ以上の達成で大項目を達成とする。

⑦

日本健康会議の2019年度における保険者協議会の達成要件（宣言3）の達成状況 回答様式

別添2

東京都保険者協議会 回答（2019年7月1日時点）

太枠欄のうち該当があるものについて、ご記入をお願いいたします。

宣言3の達成について
※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。
※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。

達成要件		2018年度中に 実施済み	2019年4月1日～ 7月1日に実施済み	2019年度中に 実施予定	小項目	大項目
取組の詳細等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、7月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。		※複数回答可				
1. 特定健診・保健指導の実施率向上 ※宣言3の達成に係る大項目1の達成要件：小項目①～③のうち1つ以上の達成 ※更なる取組の達成に係る大項目1の達成要件：小項目①～③のうち2つ以上の達成	① 特定健診・保健指導の実施率向上に向けて、実施率の高い保険者の取組例の共有や、保険者共同での広報活動（ポスター作成、住民や医療関係者への働きかけ等）を行っている。	○	○	○		①【2018年度中に実施済み】 (1) 保健事業の推進に係るポスター及びフリーフレットを作成し、保険者協議会HPやイベント等で展開。 (2) 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】【専門編】】【中・上級編】』を開催。 (3-1) 東京都保険者協議会データ分析部会において、医療保険者の好事例を収集し、事例集を作成。 (3-2) 上記事例集を用いた事例発表会を開催。 【2019年4月1日～7月1日に実施済み】 (1) 保健事業推進に係るポスターを作成し、保険者協議会HPで展開。 (2) 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】』を開催（6月） 【2018年度中に実施予定】 (1) 保健事業推進に係るポスター及びフリーフレット・グッズを作成し、保険者協議会HPやイベント等で展開予定。 (2) 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【専門編】】【中・上級編】』を開催予定（8月、10月） (3) 東京都保険者協議会保健活動部会において、保健事業に関する研修会を開催予定（秋以降）
					② 質問①の回答に、取組事例の共有が含まれる場合、共有している取組例の実施保険者名・具体的な取組の内容をご記入ください。 ③ 質問①の回答に、取組事例の共有が含まれる場合、共有している取組例の実施保険者名・具体的な取組の内容をご記入ください。 ④ 質問①の回答に、取組事例の共有が含まれる場合、共有している取組例の実施保険者名・具体的な取組の内容をご記入ください。	②【2018年度中に実施済み】 《事例集掲載保険者》 1 生活習慣病の発症予防・重症化予防 (2) 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上事例 3 保険者…国民健康保険（区） 2 保険者…国民健康保険（区） 3 重症化予防事例 3 保険者…健康保険組合 1 保険者…共済組合 2 保険者…国民健康保険（区）
	② 集合契約の連絡調整に加えて、被用者保険の持主者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施や、保険者での独自のがん検診等の実施など、健診の魅力を高めるための保険者と医療関係者との連絡調整を広く行っている。	○	○	○	集合契約の連絡調整に加えて、被用者保険の持主者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施や、保険者での独自のがん検診等の実施など、健診の魅力を高めるための保険者と医療関係者との連絡調整を広く行っている。	【2018年度及び2019年度中に実施済み】 (1) 全国健康保険協会東京支部と東京都内6区市とが「生活習慣病対策等における連携・協働に関する宣言」を締結し、がん検診等の受診促進を推進するための支援を行っている。 (2) 東京都保険者協議会ホームページから、東京都が管轄している『とうきょう健康ステーション』『区市町村がん検診担当部署』『ヘルリンクを貼付、東京都区市町村のがん検診情報が容易に閲覧できるように公開している。特定健診集合8の実施機関と併せて利用者が閲覧することにより、がん検診との同時実施を促進することを目的とする。』
	③ 被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしている。	○	○	○	連絡調整や支援の具体的な内容をご記入ください。	【2018年度及び2019年度中に実施済み】 全国健康保険協会東京支部と東京都内6区市とが「生活習慣病対策等における連携・協働に関する宣言」を締結し、地域の実情に応じた健康づくりなど保険者間での健診実施に向けて支援をしている。

宣言3の達成について									
※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。									
※大項目1から5までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。									
達成要件			2018年度中に実施済み		2019年4月1日～7月1日に実施済み		2019年度中に実施予定		取組の詳細等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、7月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。
大項目	小項目	達成要件	2018年度中に実施済み	2019年4月1日～7月1日に実施済み	2019年度中に実施済み	2019年度中に実施予定			
2. 保険者横断的な医療費の調査分析	①国保データベース（KDB）システム等を活用した調査分析の研修会や利用者保険者等への分析結果の提供、管内の保険者によるデータヘルスの取組事例の共有など、保険者によるデータヘルスの効果的な取組を促している。	① 具体的な取組内容をご記入ください。	○	○	○	○	【2018年度中に実施済み】 （1-1）東京都保険者協議会データ分析部会において、医療保険者の好事例を取集し、事例集を作成 （1-2）上記事例集を用いた事例発表会を開催。 【2019年度中に実施予定】 東京都保険者協議会データ分析部会において、データ分析に係る人材育成のための研修会を開催予定（秋以降）		
		② 質問①の回答に、取組事例の共有が含まれる場合、共有している取組の医療保険者名・具体的な取組の内容をご記入ください。	○	○	○	○	【2018年度中に実施済み】 《事例発表会報告者及び取組内容》 1 生活習慣病の発症予防・重症化予防 事例 2 保険者…国民健康保険（区・市） 事例 5 保険者…特定保健指導の実施率向上 事例 2 保険者…国民健康保険（区） (3) 重症化予防 事例 3 保険者…健康保険組合 事例 1 保険者…共済組合 事例 2 保険者…国民健康保険（区） 2 後発医薬品の使用促進 事例 1 保険者…全国健康保険協会 東京支部 3 医薬品適正使用、重複・頻回受診 事例 1 保険者…国民健康保険（市） 事例 1 保険者…東京都後期高齢者医療広域連合 4 禁煙対策 事例 1 保険者…国民健康保険（組合） 5 歯科健診 事例 1 保険者…国民健康保険（区） 《事例発表会において発表した医療保険者》 3 保険者…健康保険組合 1 保険者…国民健康保険（組合） 【2018年度中に実施済み】 東京都保険者協議会データ分析部会において、以下の分析結果を共有。 ・ 具体的な分析の方法（都内の特定健診等、後発医薬品の使用割合等分析、レポートデータ等を活用した医療費分析、健康スコアリングレポート分析） ・ データ提供元（東京都（厚生労働省提供データ）、健康保険組合） ・ 分析結果の共有方法（保険者協議会の構成員のみで共有） 【2019年度4月1日～7月1日に実施済み】 東京都保険者協議会データ分析部会において、以下の分析結果を共有。 ・ 具体的な分析の方法（KDBを活用した医療費分析） ・ データ提供元（東京都） ・ 分析結果の共有方法（東京都保険者協議会HPで公表（一部、保険者協議会の構成員のみで共有）） 【2019年度中に実施予定】 東京都保険者協議会データ分析部会において、以下の分析結果を共有。 ・ 具体的な分析の方法（健康スコアリングレポート分析等） ・ データ提供元（東京都、健康保険組合等） ・ 分析結果の共有方法（東京都保険者協議会HPで公表（一部、保険者協議会の構成員のみで共有））		
		③ 医療費の調査分析等を行う人材育成を行う。	○	○	○	○	○	【2018年度中に実施済み】 ・ 名称（平成30年度データを活用した保健事業の取組事例発表会） ・ 実施日程（平成31年3月6日） ・ 実施主体（東京都保険者協議会） ・ 参加対象者（東京都内に所在地のある健康保険組合、共済組合、区市町村国民健康保険、国民健康保険組合、全国健康保険協会及び後期高齢者医療広域連合の各保険者の保健事業に係る担当者） ・ 講師・テーマ・研修内容 テーマ：「保健事業の実施に係るPDCA及びデータヘルス・ポータルサイト等に関する事例発表会」 （2）医療保険者による事例発表 発表保険者：3 保険者…健康保険組合 1 保険者…国民健康保険（組合） 【2019年度中に実施予定】 東京都保険者協議会データ分析部会において、データ分析に係る人材育成のための研修会を開催予定（秋以降）	

宣言3の達成について ※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。 ※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。				達成要件		2018年度中に実施済み		2019年4月1日～7月1日に実施済み		2019年度中に実施予定		取組の詳細等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、7月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。	
大項目	小項目	達成要件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3. 特定健診データの保険者間の移動の推進	特定健診・保健指導は、医療費適正化の観点から保険者が共通で取り組む法定義務の取組である。加入者が移動した場合、法令上、旧保険者は現保険者の求めに応じて特定健診データを提供しなければならぬとされていること、重要性を認識し、国が整備した様式やカルーラの周知など、管内の保険者に対する働きかけを行っている。												働きかけの具体的な内容をご記入ください。 【2019年度中に実施予定】 東京都保険者協議会において協議を行う予定
	①健康教室やウォーキング大会の共同開催や協賛、後援品の使用促進、受動喫煙防止の働きかけ、医療資源を適切にする患者教育など、保険者横断的な予防・健康づくりや医療費適正化等の活動をしている。												【2018年度中に実施済み】 一般社団法人東京都総合組合健康施設振興協会が主催しているフェスティバルの各イベント内において健康事業推進に係るリーフレット配布による啓発を実施 【2019年度中に実施済み】 東京都保険者協議会としての促進月間を設定。また、各医療保険者共通で被保険者に対して使用出来るポスター・リーフレットを作成し、東京都保険者協議会内で展開。 《促進月間名》①健康増進月間（5月31日～6月6日） ②健康増進月間（6月7日～6月13日） ③乳がん月間（10月） ④糖尿病予防月間（11月） ⑤後援医薬品使用促進月間（2月）
4. 保険者横断的な予防・健康づくり等の取組、都道府県民の健康増進の推進体制、都道府県の中核的役割の発揮	②住民の健康増進について、医療関係者、企業、大学等の幅広い関係者と課題を共有し、行政と民間が協力しながら住民に働きかけ、取組を進める観点から、制度や組織の垣根を超えて、広く経営者の関係者が一体となつて健康づくりを推進する。例えば、都道府県等が中心となり「地域版日本健康会議」（又はこれに類する会議体）を、保険者協議会と連携しながら開催する、又は当該関係者の参画及び助言を得ながら保険者協議会を開催する。 ※2018年度から追加した取組												【2018年度中に実施済み】 《会議体等について》 ・名称（東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議、東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議協議会） ・実施日程（6月29日、10月9日、2月12日、3月4日） ・主催者（東京都） ・参加者（学識経験者、医療関係団体の代表、保険者団体の代表、関係団体の代表、関係行政機関の職員） ・主な議題（プラン21の推進に関する事項） ・開催頻度（年4回程度） ・保険者協議会との関係（保険者協議会の委員が保険者団体代表として当該会議に参画） 【2019年度中に実施予定】 《会議体等について》 ・名称（東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議、東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議協議会） ・実施日程（8月、9月、11月、2月（予定）） ・主催者（東京都） ・参加者（学識経験者、医療関係団体の代表、保険者団体の代表、関係団体の代表、関係行政機関の職員） ・主な議題（プラン21の推進に関する事項） ・開催頻度（年5回程度） ・保険者協議会との関係（保険者協議会の委員が保険者団体代表として当該会議に参画）
	③保険者協議会の事務局を、都道府県が自ら担当、又は国民健康保険団体連合会と共同で担当している。 ※2018年度から追加した取組												①東京都と東京都国民健康保険団体連合会が共同で事務局運営を担っている。

宣言3の達成について ※大項目1から4までのいずれも滞りなく達成、宣言3の達成となります。 ※大項目1から5までのいずれも滞りなく達成、更なる取組の達成となります。					
達成要件		2018年度中に 実施済み	2019年4月1日～ 7月1日に実施済み	2019年度中に 実施予定	取組の詳細等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、7月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。
大項目	小項目	※複数回答可			
5. 後発医薬品の使用促進や重複投薬等の 適正化のための取組	後発医薬品の使用促進または重複投薬等の適 正化について、後発医薬品協議会や地域の医 療関係者と連携した取組（例えば、後発医薬 品の使用率の実態調査や重複投薬等の適正化 の先進事例の共有等）を行っている。 ※2018年度から追加した取組	○	○	○	【2018年度中に実施済み】 ①東京都保険者協議会データ分析部会において、医療保険者の好事例を収集し、事例集を作 成。 ②実施主体（全国健康保険協会 東京支部） 具体的な取組内容（薬剤師会と協議して実施した後発医薬品の使用促進事業等を紹介） 実施主体（東京都後期高齢者医療広域連合） 具体的な取組内容（保健師等による重複・頻回受診の取組を紹介） 【2019年4月1日～7月1日に実施済み】 ①東京都主催の「第1回 東京都後発医薬品安心使用促進協議会」に東京都保険者協議会委員 が保険者団体の代表として参画。 ②実施主体（全国健康保険協会 東京支部） 具体的な取組内容（後発医薬品使用促進の取組を紹介） 【2019年度中に実施予定】 ①引き続き、東京都主催の「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」に東京都保険者協議会 委員が保険者団体の代表として参画予定。

5 「東京都保険者協議会における協働の取組」について

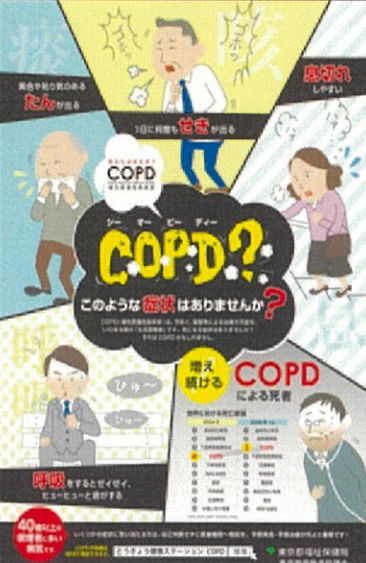
① 促進月間を活用した広報活動の実施

(1) 令和元年度から、各保険者が加入者への疾病予防や健康づくりのための取組を協働で行うことで、東京都全体の取組をさらに推進するよう、促進月間の設定を行い、東京都保険者協議会ホームページで周知を図るほか、各保険者が活用可能な資料やポスター等を掲載した。

《禁煙週間（5月）》



東京都健康増進・振興局
東京都保険者協議会



東京都健康増進・振興局
東京都保険者協議会



東京都健康増進・振興局
東京都保険者協議会

「ニコチン依存症」は病気です

「たばこをやめたくてもやめられない」…その症状は「ニコチン依存症」という病気なのかもしれません。身体的依存の場合、薬や病院での治療方法があります。

ニコチンパッチ・ニコチンガム

ガムを噛んだり、パッチを貼ることで、体内に少量のニコチンを補給し、禁煙時のイライラを緩和します。

① ニコチンパッチやガムはどうすれば手に入るの？
薬局及び薬店で、誰でも購入できます。病院でも処方してもらえます。

② 薬を使うと、どのくらいの費用がかかる？
個人差はありますが、目安として禁煙までに2～3万円くらいがかかります。

医療機関で治療する方法

最近では、一定の要件を満たせば、医療保険の適用となりました。

① 病院での治療は、何回も通院が必要？
禁煙外来は、合計5回の通院が基本となっています。

② 禁煙治療の費用の目安は？
保険適用：12,000円から2万円程度
自由診療：4万円台から6万円（※医療機関や治療内容によって、異なります。）

保険適用となる対象者の条件や、東京都内医療機関の詳細情報は、こちらをご覧ください。

たばこをやめると太る？

「たばこをやめると太る」ということを心配して禁煙に取り組めない方も多いのではないのでしょうか？禁煙後に起こる体重増加については、その理由を知り対処方法を実行することで防ぐことができます。肥満対策はたばこ以外の方法で！

① 「禁煙すると太る」理由とは？

- 1 味覚と嗅覚が戻って、食事が美味しくなる。
- 2 口寂しさから、間食が増える。
- 3 胃腸の血流が良くなり、食欲が正常に戻る。

体重増加を防ぐコツ

口寂しさを紛らわせる食べ物に注意する！
デスク周りに低カロリーの食べ物を数種類準備

① シュガーレスガムやキャンディ・タブレット
② 干し昆布
③ 冷たい水・熱いお茶

バランスよく食べてこまめに運動！

階段を上る 10分=65kcal
掃除機をかける 15分=39kcal
洗濯をする 30分=142kcal
※消費カロリーは50歳男性・60kgの場合

平成25年3月発行
編集・発行 東京都健康増進・振興局健康推進課健康推進係
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)4356
登録番号 (24) 291

禁煙成功へのセルフメソッド

卒煙を考えよう

たばこの煙には、4,000種類以上の化学物質が含まれており、たばこに含まれる有害物質は、心臓病や脳卒中だけでなく、消化器病やぜん息なども引き起こすといわれています。まずは気軽に禁煙のスタート地点に立ってみませんか？



東京都健康増進・振興局
東京都保険者協議会

《健康増進普及月間（9月）》

ちょっと実行、ずっと健康。

脂肪を減けよう!

運動し、食べ物を減らして、脂肪を減らそう。

食生活を整えよう!

野菜を多く、食生活を整えよう。

体を動かそう!

エレベーターやエスカレーターを減らし、階段を歩こう。

リフレッシュしよう!

毎日の生活に10分間の休憩をとり、リフレッシュしよう。

できることから始めましょう。

東京都福祉保健局 東京都保健医療協会

野菜の「ちから」が期待できる量は、

「350g」です!

あなたは1日350gの野菜を食べていますか?

1日350g以上野菜を食べている人の割合(成人)

性別	男性	女性
割合	34.1%	26.6%

東京都福祉保健局 東京都保健医療協会

階段上って 気分も上げよう!

Go!

今日も階段 フィットネス!

歩きスマホはやめよう!

東京都福祉保健局 東京都保健医療協会

《乳がん月間（10月）》

《糖尿病予防月間（11月）》

乳がんの自己触診を知っていますか?

がん検診に知って、月1回の自己触診の習慣をつけましょう。

目でチェック!

鏡をみて、乳の大きさ、形、色、皮膚の凹凸、乳頭の形や色、乳の分泌の有無を確認しましょう。

手でチェック!

両手を組み、乳の上部、側面、下部、乳頭の周囲を触って、硬い塊や腫れ、痛み、乳の分泌の有無を確認しましょう。

東京都福祉保健局 東京都保健医療協会

定期的に健診を受け、血糖値を把握しましょう

糖尿病の疑いがあるかないかは、血糖検査でわかります。

項目	正常	要注意	異常
空腹時血糖値 (mmol/L)	<100	100~125	≥126
HbA1c (%)	<5.7	5.7~6.4	≥6.5

※検査結果が正常でも、定期的な健診を受け、血糖値を把握しましょう。

※検査結果が正常でも、定期的な健診を受け、血糖値を把握しましょう。

※検査結果が正常でも、定期的な健診を受け、血糖値を把握しましょう。

糖尿病を発症したら

定期的に健診を受け、血糖値を把握しましょう。

糖尿病を発症したら、適切な治療を受け、血糖値を把握しましょう。

糖尿病を発症したら、適切な治療を受け、血糖値を把握しましょう。

《後発医薬品使用促進月間（2月）》

今までも。これからも。

**未来 Mirai
信頼 Shinrai
安心 Anshin
ジェネリック医薬品**

その先には、ひろがる笑顔。

安心・信頼

ジェネリック医薬品は、有効成分・剤形・包装が原薬と同等であり、同等の品質・効果・安全性を有しています。

未来

ジェネリック医薬品は、有効成分・剤形・包装が原薬と同等であり、同等の品質・効果・安全性を有しています。

東京都福祉保健局

(2) 東振協及び都が実施するイベント等への支援



健康づくりや疾病予防のために、メッセージ入りの啓発グッズの配布を行った。

イベント	開催日	選定グッズ	配布数
Tokyo 健康ウォーク 2019	令和元年 11 月 17 日(日)	ウェットティッシュ	2,100 個
ピンクリボン in 東京	令和元年 11 月 23 日(土)	絆創膏	5,000 枚

② 保険者協議会HPのリンク集の充実

保険者間での取組の情報共有や、保健・医療に関する有益な情報を容易に収集するため、各構成団体等の「健康お役立ち情報」を掲載した。

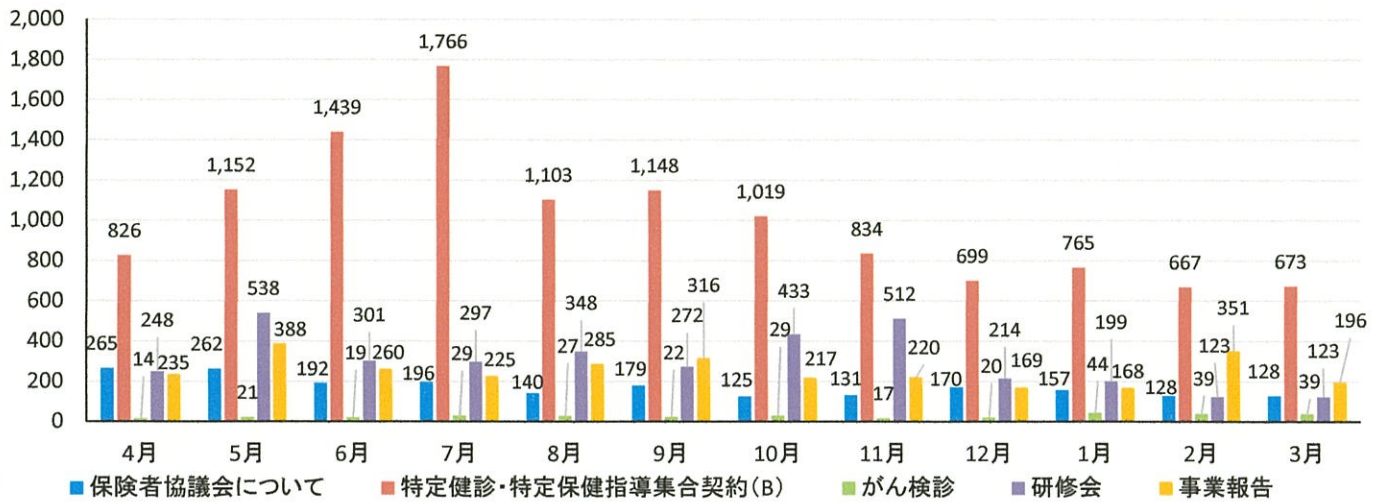
③ 「特定健康診査・特定保健指導に関するアンケート」調査の実施

調査期間	令和2年3月9日（月）～3月27日（金）
調査対象者	健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会 東京支部
調査回答方法	インターネットによる回答
調査委託業者	富士通株式会社
回答率	74.3%（全 601 保険者中 447 保険者）

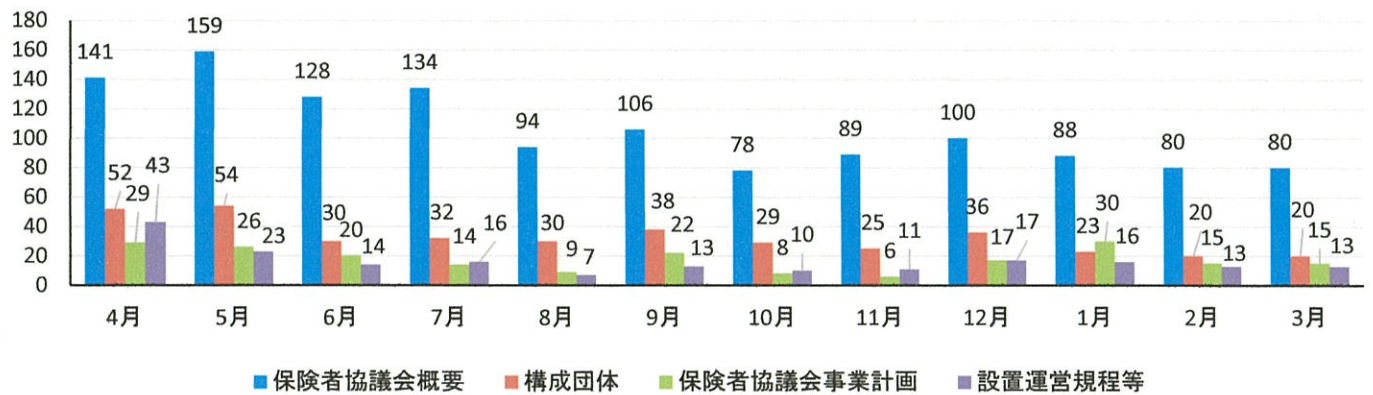
《調査の目的》

各医療保険者における被保険者及び被扶養者ごとの特定健康診査・特定保健指導の取組について実施体制等の課題を把握し、今後の保健事業の推進に生かすことを目的とした調査。特定健康診査及び特定保健指導の被保険者・被扶養者に係る実施体制等について調査を行った。

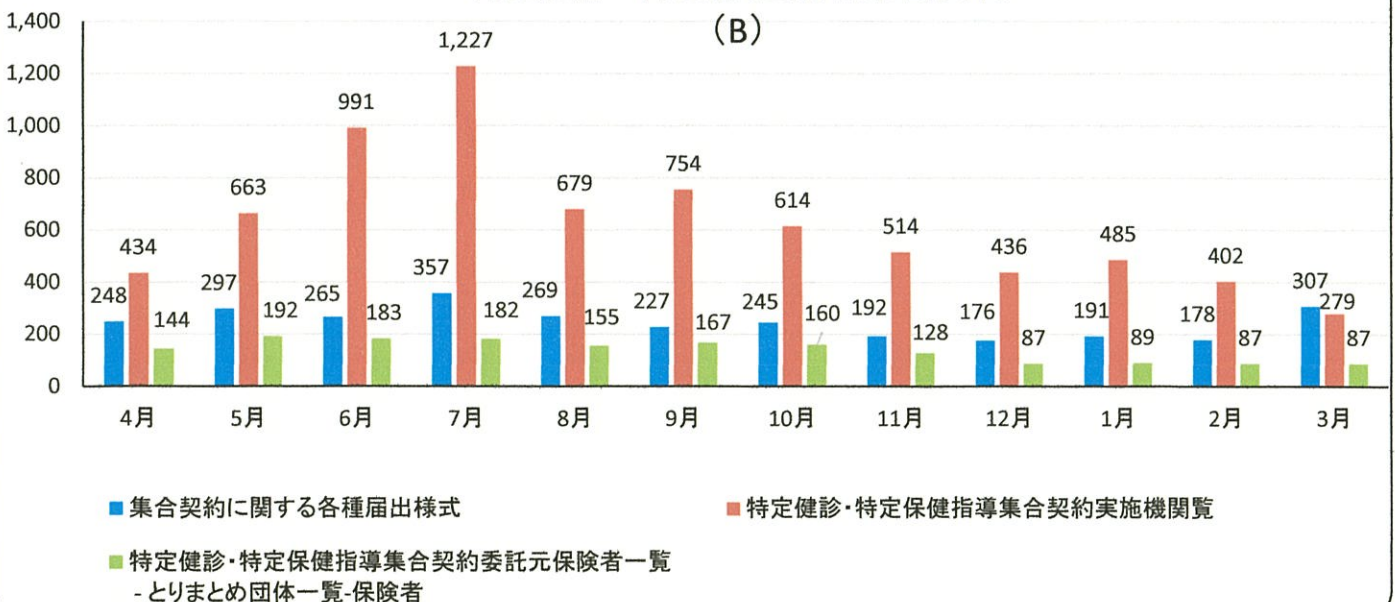
東京都保険者協議会HPアクセス数



保険者協議会について



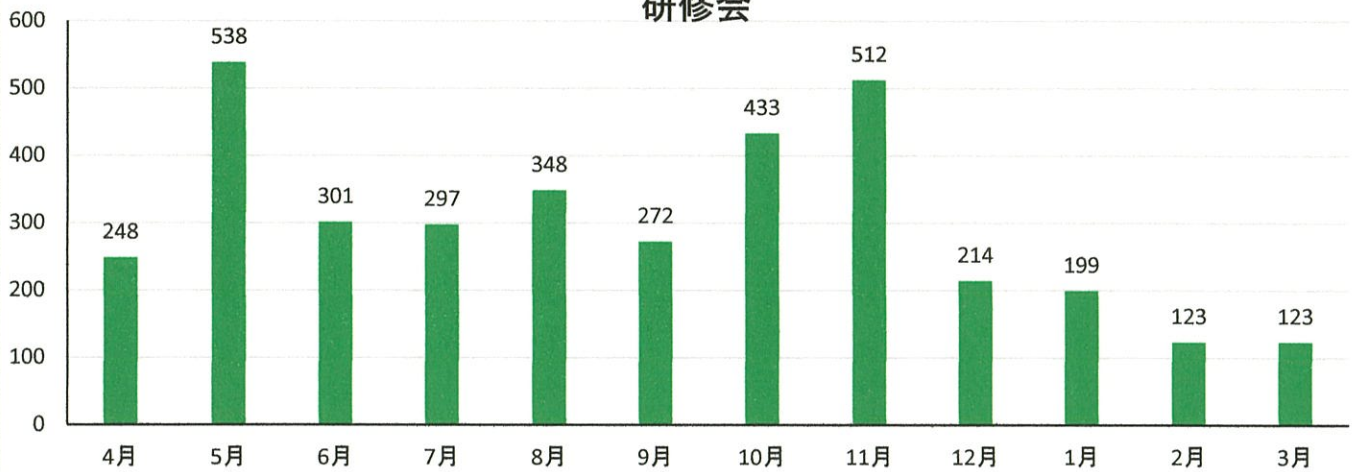
特定健診・特定保健指導集合契約 (B)



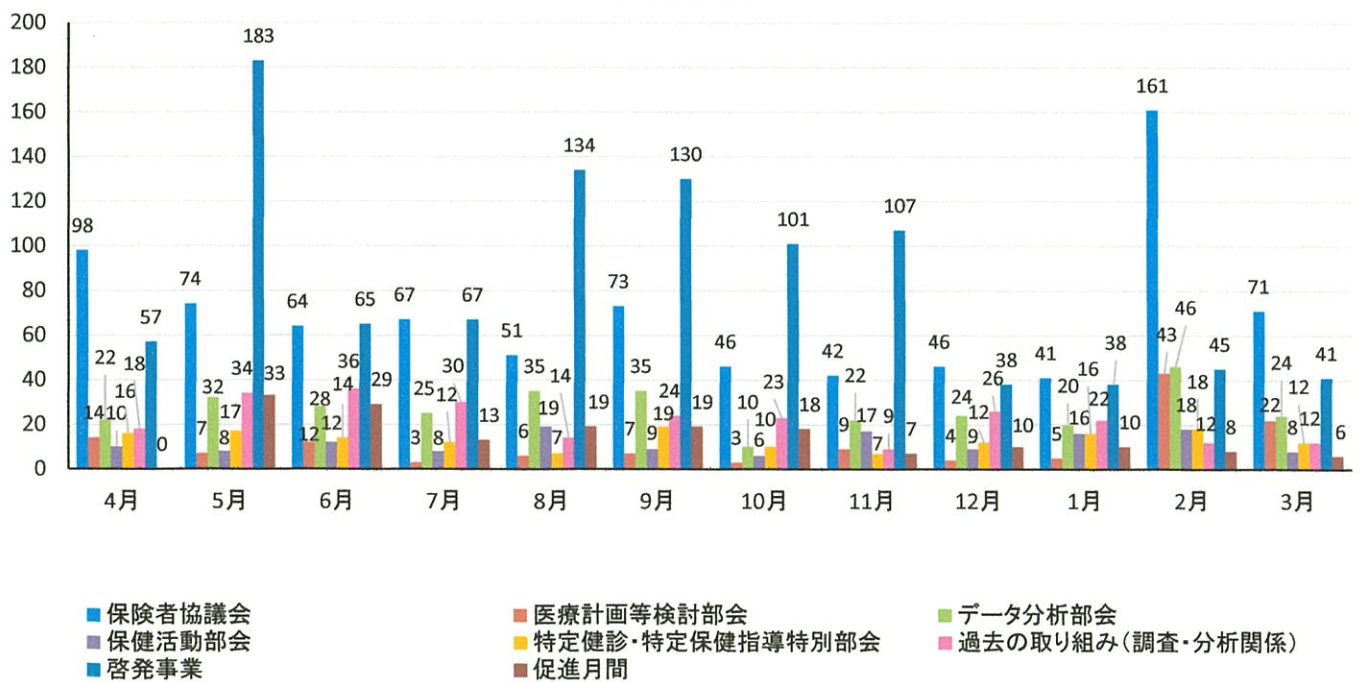
がん検診



研修会



事業報告



6 「東京都医師確保計画素案及び東京都外来医療計画素案に対する医療法
第30条の4第17項の規定に基づく意見」の提出について

令和元年12月20日（金）開催の令和元年度第1回医療計画等検討部会において東京都外来医療計画素案について東京都から説明を受け、素案に対する意見について協議し、とりまとめた意見書を以下のとおり提出した。



東保協収第17号
令和2年2月20日

東京都福祉保健局長
内 藤 淳 様

東京都保険者協議会
会 長 加 島 保 路



東京都医師確保計画素案及び東京都外来医療計画素案に対する医療法
第30条の4第17項の規定に基づく意見について（回答）

平素、本協議会の事業運営に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和2年1月24日付31福保医政第1755号をもって照会のありました標記の件について別紙のとおり回答いたします。

【東京都保険者協議会事務局】

東京都国民健康保険団体連合会
企画事業部 保健事業課 保健事業推進係
担 当： 北野・岩本・鈴木・古川
TEL： 03-6238-0151
FAX： 03-6238-0033
E-mail： hjsuishin@tokyo-kokuhoren.or.jp

東京都外来医療計画素案に対する医療法第 30 条の 4 第 17 項の規定に基づく意見について

1. 診療科別の外来医療機能の把握について

地域における外来医療の偏在を低減し、外来医療を担う医師の行動変容につなげていくには、医師にとってより有益な情報を提供することが重要と考える。

診療所における診療科の細分化が進む現在、少なくとも偏在指標は診療科別の情報が必要であり、医療圏単位だけではなく、区市町村単位や場合によっては学校区といった単位での提供も有効ではないだろうか。

また、各医療圏域の議論において不足しているといわれている救急・夜間や小児科等は現状把握と可視化をはかり、経年的に変化の動向を調査しながら、更なる対策を検討してはどうか。

2. 外来医療計画の計画期間について（P 4）

『本計画の期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 5 年度（2023 年度）の 4 年間を対象としています。その後、令和 5 年度に改定を予定している「東京都保健医療計画」と一体化しています。それ以降は、3 年ごとに見直しを行う予定です。』と示されているが、今後、この計画を推進する上で情勢の変化に対応し、随時検討を行い、必要に応じて変更するなど柔軟で着実な進捗管理を実施すること。

3. 地域で不足する外来医療機能について（P 19）

国のガイドラインでは地域で不足する外来医療機能について協議の場で検討することが必要としており、①夜間や休日等における地域の初期救急医療 ②在宅医療 ③産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制 ④その他地域として対策が必要と考えられる外来医療機能 を例示している。

しかしながら、圏域ごとの状況（P22 以降）には上記③産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制の分布状況等が示されていない。

『地域医療構想調整会議での意見』にも学校医等の不足に関する意見も出ている状況を合わせて考えると、今後、実態把握や可視化が必要な項目であり追記を求めたい。

4. 第 2 部 都としての方向性について（P 201）

第 2 部では東京都における外来医療の課題とその取組みが記載されているが、個別の課題から記載されているため、全体感が掴みにくく、2025 年の東京都の医療の姿がイメージしにくい印象がある。

第 2 部の書き出しに、東京都の外来医療の特色を踏まえつつ医療技術の進歩による入院医療から外来医療へのシフトや、特に外来医療においては、かかりつけ医の役割や高齢化の進展による在宅医療との連携といったこと、また、それらの 2025 年の将来像に対する必要数等を追記し、個別の課題と取組の方向性に繋げてみてはどうか。

空白のページです。

第3号議案

令和元年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について

(提案の趣旨)

東京都保険者協議会の令和元年度の決算について報告いたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和2年7月10日提出

東京都保険者協議会
会長 加 島 保 路

空白のページです。

令和元年度
東京都保険者協議会関係業務会計
歳入歳出決算

空白のページです。

歳 入 額 3 5, 8 7 4, 3 1 2 円

歳 出 額 3 2, 8 3 1, 3 1 2 円

歳入歳出差引残額 3, 0 4 3, 0 0 0 円

(令和 2 年度への繰越額)

令和元年度 東京都保険者協議会関係業務会計

歳 入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額と収入 済額との比較
1	負担金	16,013,000	11,096,094	11,096,094	0	0	△ 4,916,906
	1 負担金	16,013,000	11,096,094	11,096,094	0	0	△ 4,916,906
2	国庫支出金	16,012,000	16,543,000	16,543,000	0	0	531,000
	1 国庫補助金	16,012,000	16,543,000	16,543,000	0	0	531,000
3	諸収入	2,000	218	218	0	0	△ 1,782
	1 諸収入	2,000	218	218	0	0	△ 1,782
4	繰越金	8,236,000	8,235,000	8,235,000	0	0	△ 1,000
	1 繰越金	8,236,000	8,235,000	8,235,000	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		40,263,000	35,874,312	35,874,312	0	0	△ 4,388,688

歳入歳出決算書

歳 出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1	総務費	6,054,000	4,655,353	1,398,647	1,398,647
	1 総務管理費	6,054,000	4,655,353	1,398,647	1,398,647
2	事業費	12,394,000	6,462,239	5,931,761	5,931,761
	1 事業費	12,394,000	6,462,239	5,931,761	5,931,761
3	諸支出金	21,715,000	21,713,720	1,280	1,280
	1 諸支出金	13,479,000	13,478,720	280	280
	2 償還金及び還付金	8,236,000	8,235,000	1,000	1,000
4	予備費	100,000	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		40,263,000	32,831,312	7,431,688	7,431,688

令和元年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入

歳入

款	項	目	節	予算現額				調定額
				当初予算額	補正予算額	計	節(金額)	
1	負担金			16,013,000	0	16,013,000		11,096,094
	1	負担金		16,013,000	0	16,013,000		11,096,094
		1	負担金	16,013,000	0	16,013,000		11,096,094
			1 現年分				16,012,000	11,096,094
			2 未収繰越分				1,000	0
2	国庫支出金			16,012,000	0	16,012,000		16,543,000
	1	国庫補助金		16,012,000	0	16,012,000		16,543,000
		1	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	16,012,000	0	16,012,000		16,543,000
			1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金				16,012,000	16,543,000
3	諸収入			2,000	0	2,000		218
	1	諸収入		2,000	0	2,000		218
		1	預金利子	1,000	0	1,000		218
			1 預金利子				1,000	218
		2	雑入	1,000	0	1,000		0
			1 雑入				1,000	0
4	繰越金			1,000	8,235,000	8,236,000		8,235,000
	1	繰越金		1,000	8,235,000	8,236,000		8,235,000
		1	繰越金	1,000	8,235,000	8,236,000		8,235,000
			1 繰越金				8,236,000	8,235,000
歳入合計				32,028,000	8,235,000	40,263,000		35,874,312

歳出決算事項別明細書

(単位:円)

収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	備考
11,096,094	0	0	
11,096,094	0	0	
11,096,094	0	0	
11,096,094	0	0	5団体負担金
0	0	0	
16,543,000	0	0	
16,543,000	0	0	
16,543,000	0	0	
16,543,000	0	0	令和元年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金確定額
218	0	0	
218	0	0	
218	0	0	
218	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
8,235,000	0	0	
8,235,000	0	0	
8,235,000	0	0	
8,235,000	0	0	平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金
35,874,312	0	0	

歳出

款	項	目	節	予算現額				
				当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	節(金額)
1	総務費			6,054,000	0	0	6,054,000	
	1	総務管理費		6,054,000	0	0	6,054,000	
		1	一般管理費	6,054,000	0	0	6,054,000	
			9 旅費					400,000
			11 需用費					100,000
			12 役務費					1,000
			13 委託料					5,551,000
			19 負担金、補助及び交付金					1,000
			27 公課費					1,000
2	事業費			12,394,000	0	0	12,394,000	
	1	事業費		12,394,000	0	0	12,394,000	
		1	育成指導費	5,233,000	0	0	5,233,000	
			8 報償費					806,000
			9 旅費					130,000
			11 需用費					444,000
			12 役務費					318,000
			13 委託料					931,000
			14 使用料及び賃借料					2,595,000
			19 負担金、補助及び交付金					9,000
		2	協議会費	4,154,000	0	0	4,154,000	
			1 報酬					1,000
			8 報償費					156,000
			9 旅費					6,000
			11 需用費					1,021,000
			12 役務費					1,273,000
			13 委託料					166,000

(単位:円)

支出済額	不用額	備考
4,655,353	1,398,647	
4,655,353	1,398,647	
4,655,353	1,398,647	
117,310	282,690	
33,490	66,510	
567	433	
4,503,986	1,047,014	人材派遣及びホームページ運用・保守料
0	1,000	
0	1,000	
6,462,239	5,931,761	
6,462,239	5,931,761	
3,084,782	2,148,218	特定保健指導等プログラム研修会【初級編】【専門職編】【中・上級編】 データ分析に関する研修会・保健事業に関する研修会
461,500	344,500	
65,420	64,580	
331,052	112,948	
196,572	121,428	
618,558	312,442	
1,408,680	1,186,320	
3,000	6,000	
1,793,057	2,360,943	保険者協議会、各部会(計11回)
0	1,000	
39,000	117,000	
680	5,320	
703,568	317,432	
694,664	578,336	
41,100	124,900	

歳出

款	項	目	節	予算現額				
				当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	節(金額)
			14 使用料及び賃借料					1,530,000
			19 負担金、補助及び交付金					1,000
		3	調査研究費	3,007,000	0	0	3,007,000	
			8 報償費					1,000
			9 旅費					1,000
			11 需用費					3,000
			12 役務費					1,000
			13 委託料					3,000,000
			14 使用料及び賃借料					1,000
	3	諸支出金		13,480,000	8,235,000	0	21,715,000	
		1	諸支出金	13,479,000	0	0	13,479,000	
		1	国民健康保険団体連合会支出金	13,479,000	0	0	13,479,000	
			19 負担金、補助及び交付金					13,479,000
		2	償還金及び還付金	1,000	8,235,000	0	8,236,000	
		1	償還金及び還付金	1,000	8,235,000	0	8,236,000	
			23 償還金、利子及び割引料					8,236,000
	4	予備費		100,000	0	0	100,000	
		1	予備費	100,000	0	0	100,000	
		1	予備費	100,000	0	0	100,000	
歳出合計				32,028,000	8,235,000	0	40,263,000	

(単位:円)

支出済額	不用額	備考
314,045	1,215,955	
0	1,000	
1,584,400	1,422,600	データヘルス推進を図るための委託事業(アンケート調査)
0	1,000	
0	1,000	
400	2,600	
0	1,000	
1,584,000	1,416,000	
0	1,000	
21,713,720	1,280	
13,478,720	280	
13,478,720	280	
13,478,720	280	事務局(国保連合会)人件費
8,235,000	1,000	
8,235,000	1,000	
8,235,000	1,000	平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金
0	100,000	
0	100,000	
0	100,000	
32,831,312	7,431,688	

空白のページです。

第4号議案

令和2年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について

(提案の趣旨)

令和元年度に交付された国庫補助金の精算に伴い、精算額を国に返還するため、
予算を補正することといたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和2年7月10日提出

東京都保険者協議会
会長 加 島 保 路

空白のページです。

令和 2 年度
東京都保険者協議会関係業務会計
歳入歳出予算補正

令和2年度東京都保険者協議会

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	3,043	3,044
	1 繰越金	1	3,043	3,044
歳入合計		32,076	3,043	35,119

関係業務会計歳入歳出予算補正

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		1	3,043	3,044
	2 償還金及び還付金	1	3,043	3,044
歳 出 合 計		32,076	3,043	35,119

令和2年度東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正事項別明細書

歳 入

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	節(金額)	事項別計上説明
4	繰		越 金	1	3,043	3,044		
	1	繰	越 金	1	3,043	3,044		
		1	繰 越 金	1	3,043	3,044		
			1 繰 越 金				3,043	
歳 入 合 計				32,076	3,043	35,119		

歳 出

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	節(金額)	事項別計上説明
3	諸	支	出 金	1	3,043	3,044		令和元年度国庫補助 返還金
	2	償 還 金 及 び 還 付 金		1	3,043	3,044		
		1 償 還 金 及 び 還 付 金		1	3,043	3,044		
			23 償還金、利子 及び割引料				3,043	
歳 出 合 計				32,076	3,043	35,119		